

## 地域経済の振興に向けて中小企業支援策の拡充と 最低賃金 1000 円以上を求める意見書（案）

今や日本の労働者の 3 人に 1 人は非正規、4 人に 1 人は年収 200 万円以下のワーキングプアです。平均賃金は 1997 年に比べて 58 万円も減っています。これほどの賃金下落は世界で例を見ず、生産は縮小し雇用破壊と企業の経営危機を招く事態となっています。

収入が少なく雇用も不安定なため、結婚できず、子どもを産み育てられない青年も増えています。これ以上、低賃金の蔓延を放置し続ければ、日本社会は崩壊してしまいます。

今の地域別最低賃金は、東京 869 円、大阪 819 円、最も低い地方では 664 円にすぎません。フルタイムで働いても 156 万～119 万では、まともな暮らしはできません。最低賃金は、地域間格差を解消しつつ大幅に引き上げる必要があります。

2010 年には「できる限り早期に全国最低 800 円を確保し、景気状況に配慮しつつ、2020 年までに全国平均 1000 円を目指す」という政労使の「雇用戦略対話合意」が成立しています。最低賃金は、中小企業には支払い困難との意見もありますが、欧州の先進諸国の最低賃金は購買力平均換算で月額約 20 万円、時間額 1000 円以上が普通です。高い水準の最低賃金で消費購買力を確保し、地域経済と中小企業を支える経済を成り立たせています。

日本でも中小企業への経営支援を拡充しながら、最低賃金を引き上げる必要があります。生活できる水準の最低賃金を確立し、それを基軸として生活保護基準、年金、農民の自家労賃、下請け単価、家内工賃、税金の課税最低限度等を整備して、だれもが安心して暮らせ、不況に強い社会をつくることを強く要望します。

以上、地方自治法第 9 9 条の規定により意見書を提出します。

2014 年 3 月 28 日  
摂津市議会